

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十六号

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年七月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「次に掲げる書類」を「保証人となるべき者の保証書（第二号様式）」に改め、同項各号を削る。

第七条中「第五号様式」を「第三号様式」に改める。

第九条中「受けた」を「受けようとする」に、「第六号様式」を「第四号様式」に改める。

第十条中「第七号様式」を「第五号様式」に改める。

第十三条中「第八号様式」を「第六号様式」に改める。

第十四条第一項中「第九号様式」を「第七号様式」に改める。

第十五条第三項中「第十号様式」を「第八号様式」に改める。

第三号様式及び第四号様式を削り、第五号様式を第三号様式とする。

第六号様式中「 ㊦ 」を「 ㊦ 」に改め、同様式を第四号様式とする。

第七号様式中「 ㊦ 」を「 ㊦ 」に改め、同様式を第五

号様式とする。

号様式とする。

第八号様式を第六号様式とする。

第九号様式中「 ㊦ 」を「 ㊦ 」に改め、同様式を第七

号様式とする。

号様式とする。

第十号様式中「 ㊦ 」を「 ㊦ 」に改め、同様式を第八号様式とする。

「 ㊦ 」を「 ㊦ 」に改め、同様式を第八号様式とする。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。